住所変更に伴うお手続き一覧表(市役所関係)

各種証書等の住所変更については、市役所・支所で書き換えます。お手数ですが担当窓口までご持参ください。

	・支所で書き換えます。お手数ですが担当窓口までご持参ください。		
書き換えの対象となるもの	担当	窓口	お問い合わせ電話番号
●住民基本台帳カード(顔写真付) ⇒担当窓口にて新住所を記載します。 ※カード作成時の暗証番号の入力が必要になる場合があります。 ※顔写真の印刷されていないタイプの住基カードをお持ちの方は手続きの必要はありません。 ●個人番号通知カード ●個人番号通知カード ●個人番号通知カード ●個人番号カード(顔写真付) ⇒担当窓口にて新住所を記載します。 ※個人番号通知カードをお持ちの方は身分証の持参をお願いします。 ※個人番号カードをお持ちの方は暗証番号の入力が必要になります。	市役所1階5番 市民課または、大胡・宮城・粕川・富士見支所市民サービス課 ※通知カードについては、 城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターでも手続き可能。		027-898-6106 (市役所市民課)
●在留カード、特別永住者証明書および上記2つの証明書とみなされる証明書(外国人登録証) ⇒担当窓口にて新住所を記載します。旧住所が書かれた在留カード、証明書類をお持ちください。	市役所 1 階5番 市民課または、大胡・宮城・粕川・富士見支所市民サービス課城南支所、上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンター		027-898-6122 (市役所 市民課)
●国民健康保険被保険者証 ⇒住所変更に伴い、新住所表記の国民健康 保険証を変更後に郵送します。それまでは 旧住所の保険証をご使用ください。	市役所2階21番 国民健康保険課 賦課係	市役所 1 階5番 市民課 大胡・宮城・粕川・ 富士見支所 市民サービス課 城南支所	027-898-6250 (市役所 国民健康保険課 賦課係)
●高齢受給者証 ●限度額適用認定証、減額認定証 ⇒新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	市役所2階22番 国民健康保険課 国保医療係	大胡・宮城・粕川・ 富士見支所 市民サービス課 城南支所(高齢受給 者証のみ)	027-898-6249 (市役所 国民健康保険課 国保医療係)
●後期高齢者医療被保険者証●福祉医療費受給資格者証 (子ども、母子、父子、重心、高齢重度)⇒新住所の証を変更後に郵送します。それまでは、旧住所の証をご使用ください。	市役所2階23番 国民健康保険課 医療給付係	大胡・宮城・粕川・ 富士見支所 市民サービス課 城南支所	027-898-6253 (市役所 国民健康保険課 医療給付係)
●介護保険証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い保険証をお持ちください。 ●介護保険の各種減額認定証、負担割合証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い証をお持ちください。	市役所1階12番 介護保険室 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課		027-898-6158 (市役所 介護保険室 保険料係) 027-898-6157 (市役所 介護保険室 給付適正化係)
●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●特別児童扶養手当証書 ●小身障害者扶養共済加入(年金)証書 ●小身障害者扶養共済加入(年金)証書 ⇒担当窓口にで変更届をご提出いただき、さい証書・印鑑をお持ちください。 ●特別障害者・障害児福祉・経過的福祉の 各手当 ⇒担当窓口に変更届をご提出ください。 ●自立支援医療(更生・育成)受給者証 ⇒担当窓口にて変更届をご提出いただき、後日郵送しよす。古い受給者証・印鑑をお持ちください。	前橋市保健所1階 障害福祉課 または、大胡・宮城・粕川・富士見支所 市民サービス課		027-220-5711 (前橋市保健所内 障害福祉課)
●障害福祉サービス受給者証(身体・知的) ●障害児通所受給者証 ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古い受給者証をお持ちください。	前橋市保健所1階 障	言福祉課	

書き換えの対象となるもの	担当窓口	お問い合わせ電話番号
●障害福祉サービス受給者証(精神) ⇒担当窓口にてその場で書き換えます。古 い受給者証をお持ちください。	前橋市保健所1階 保健予防課	007 000 5707
●精神障害者保健福祉手帳 ●自立支援医療(精神通院)受給者証 ⇒担当窓口にて変更届をご提出いただき、 後日郵送します。古い手帳または古い受給 者証をお持ちください。	前橋市保健所1階 保健予防課 または、大胡・宮城・粕川・富士見市所 市民サービス課	(027-220-5787 (前橋市保健所内 保健予防課)

その他のお手続きについて		
●国民年金・厚生年金を受給されている方	年金事務所に「住民票コード」を報告したことがある方は、年金の手続き は必要ありません。 それ以外の方は、住所変更届(はがき)を前橋年金事務所に提出してくだ さい。 住所変更届はがきは市役所1階9番 市民課(電話027-898-6254)、 および、大胡・宮城・粕川・富士見支所の市民サービス課にあります。	
●児童手当・児童扶養手当を受給されている方	手続きの必要はありません。	
●前橋市立の保育所、小中学校	手続きの必要はありません。	
●幼稚園、前橋市立以外の保育園・学校等	幼稚園、学校等に住所が変わったことを報告してください。	
●水道局	水道局で一括修正しますので、手続きの必要はありません。	
●公的個人認証サービス(電子証明書)	手続きの必要はありません(そのままお使いいただけます。)	

ご不明な点は各担当へお問い合わせください。

